

神戸市市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会
令和4年度第2回「総合事業サービスワーキンググループ」次第

- 1 日 時 令和4年10月4日（火）午後3時00分～午後4時30分
- 2 場 所 神戸市役所1号館24階 1241会議室
- 3 次 第
 - (1) 開 会
 - (2) 定足数の確認
 - (3) 座長の選任
 - (4) 議事
 - ① 通所サービスの利用者負担の見直し
 - ② その他
 - (5) 閉 会

〈配布資料〉

資料1. 通所サービスの利用者負担の見直しについて

参考資料1. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
「総合事業サービスワーキンググループ」委員名簿

参考資料2. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

参考資料3. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
ワーキンググループ設置要綱

参考資料4. 前回（令和4年度第1回）議事録

通所サービスの 利用者負担の見直しについて

令和4年度 第2回ワーキング議題

1

総合事業通所サービスの概要

2

前回ワーキングの振り返り

3

短時間型デイサービス単価設定

4

入浴加算設定

5

1回あたり単価設定

令和4年度 第2回ワーキング議題

1

総合事業通所サービスの概要

2

前回ワーキングの振り返り

3

短時間型デイサービス単価設定

4

入浴加算設定

5

1回あたり単価設定

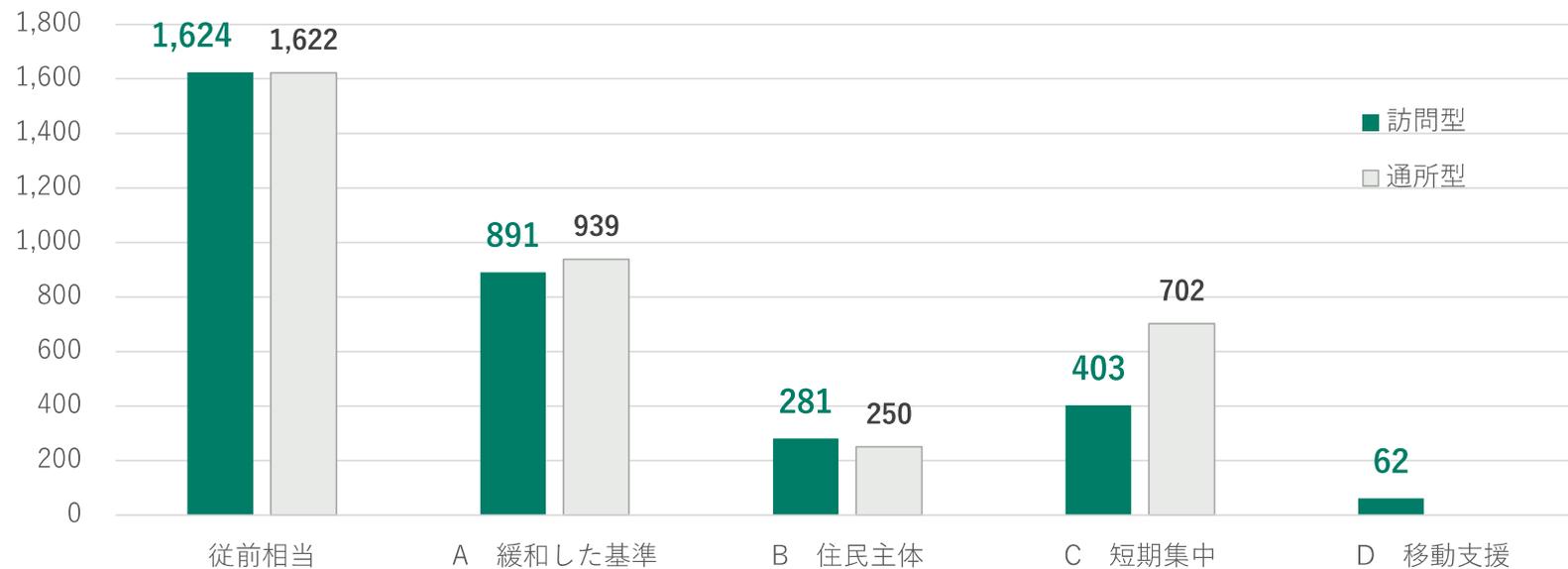
介護予防・日常生活支援総合事業 通所サービス類型

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

※赤枠は神戸市で実施あり

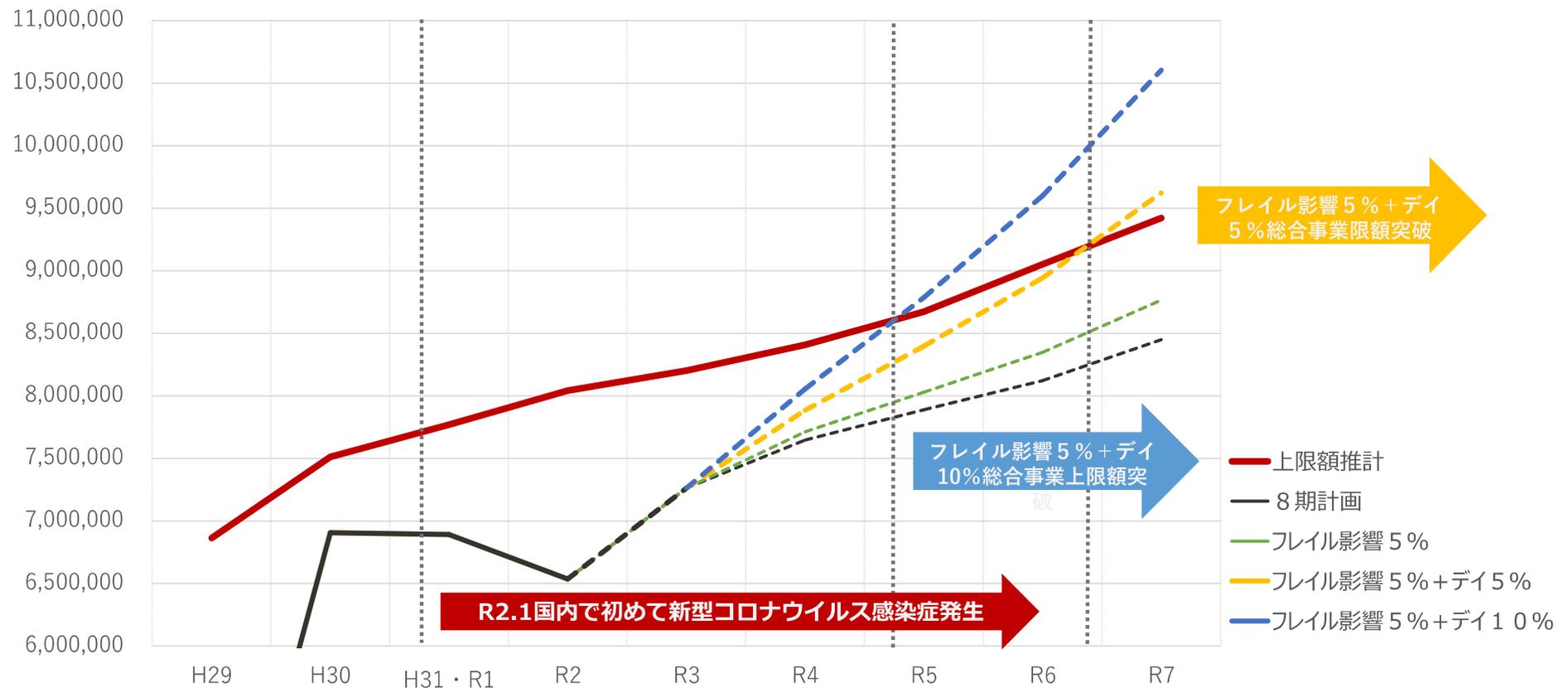
介護予防・日常生活支援総合事業 サービス事業 実施市町村数

実施している市町村数



令和2年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究報告書」より

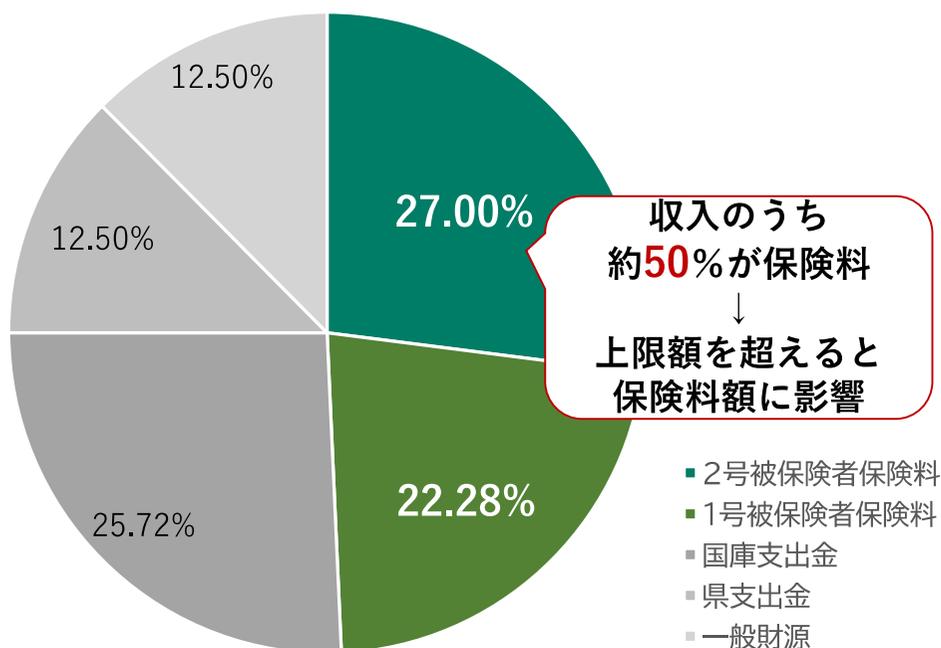
介護予防・日常生活支援総合事業 事業費の推移予測



※R3年度ワーキング資料再掲

介護予防・日常生活支援総合事業 サービス事業 事業費の上限額

令和4年度事業費収入内訳



○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 2,392億円 (1,196億円)

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 訪問型サービス
 - イ 通所型サービス
 - ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
 - エ 介護予防ケアマネジメント
- ② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業（新）

通所サービス利用者負担見直しの目的

I 総合事業上限額への対策

- 積算では令和5年度中に総合事業上限額を超える推計もあり、考えられる要因として通所サービスの利用状況が大きな割合を占める。

II 利用者負担の見直し

- 平成30年4月 週あたりの利用回数に応じた料金区分の設定
- 令和元年7月 送迎の利用がない場合の料金区分を設定
- 回数、送迎について利用実績に基づいた利用者料金負担となっているが、入浴・回数・時間については現状、利用の有無等に関わらず負担額は同額。

令和4年度 第2回ワーキング議題

1

総合事業通所サービスの概要

2

前回ワーキングの振り返り

3

短時間型デイサービス単価設定

4

入浴加算設定

5

1回あたり単価設定

通所サービス利用者負担見直し案

I 短時間型デイサービス単価設定

- サービス提供時間が3時間未満のサービスに対して、現行の8割程度相当の単価設定をした通所型Aサービスを新設

II 入浴加算設定

- 入浴1回あたりを50単位として入浴加算を採用。入浴の有無に応じて利用者負担を変更（要介護の料金を参照）

III 1回あたり単価設定

- 入浴加算50単位、送迎減算94単位として減算し、利用実績に応じた1回あたり単価を設定

令和4年度 第2回ワーキング議題

1

前回ワーキングの振り返り

2

総合事業通所サービスの概要

3

短時間型デイサービス単価設定

4

入浴加算設定

5

1回あたり単価設定

令和4年度 第1回ワーキングの振り返り

I 時間での料金区分		
基本型 (変更なし)	従前相当で ※短時間設定あり	短時間は通所型サービスAとする
神戸市含む8市	4市	8市
上記のうちミニデイ等、利用料を下げた通所Aを設けている市 神戸市含む2市以外に6市	上記のうち 3時間未満 2市 4時間未満 1市 5時間未満 1市	上記のうち 3時間未満 7市 4時間未満 1市 ※通所型サービスAは、人員基準等の要件緩和あり

短時間単価導入市町村

短時間通所型サービスA 実施済	短時間通所型サービスA 未実施
10市	<p>神戸市を含む7市</p> <p>※従来型で実施2市</p> <p>※委託実施 1市を含む</p>

※政令指定都市20市に対して調査

神戸市における短時間単価設定 利用者負担想定

- 要介護の報酬算定基準を基に、サービス提供時間3時間未満は、現行の**70%**の単価を設定

送迎あり	対象者	単価	利用者負担月額 (1割負担を想定)
現行	事業対象者・要支援1・2	1,672	1,763円
	要支援2 (週2回)	3,428	3,614円
改正後	事業対象者・要支援1・2	1,170	1,234円
	要支援2 (週2回)	2,400	2,530円

※地域単価 10.54円

神戸市における短時間単価設定 利用者負担想定

- 要介護の報酬算定基準を基に、サービス提供時間3時間未満は、現行の**70%**の単価を設定

送迎なし	対象者	単価	利用者負担月額 (1割負担を想定)
現行	事業対象者・要支援1・2	1,296	1,366円
	要支援2 (週2回)	2,676	2,821円
改正後	事業対象者・要支援1・2	7,94	838円
	要支援2 (週2回)	1,648	1,737円

※地域単価 10.54円

神戸市における短時間単価設定 利用者負担額見直し想定

- 要介護の報酬算定基準を基に、サービス提供時間3時間未満は、現行の70%の単価を設定

	対象者	利用者負担の軽減額 (1割負担を想定)
送迎あり	事業対象者・要支援1・2	▲529円/月
	要支援2 (週2回)	▲1,084円/月
送迎なし	事業対象者・要支援1・2	▲528円/月
	要支援2 (週2回)	▲1,084円/月

※地域単価 10.54円

神戸市における短時間単価設定 利用者負担想定

- 要介護の報酬算定基準を基に、サービス提供時間3時間未満は、現行の85%の単価を設定

送迎あり	対象者	単価	利用者負担月額 (1割負担を想定)
現行	事業対象者・要支援1・2	1,672	1,763円
	要支援2 (週2回)	3,428	3,614円
改正後	事業対象者・要支援1・2	1,421	1,498円
	要支援2 (週2回)	2,914	3,072円

※地域単価 10.54円

神戸市における短時間単価設定 利用者負担想定

- 要介護の報酬算定基準を基に、サービス提供時間3時間未満は、現行の85%の単価を設定

送迎なし	対象者	単価	利用者負担月額 (1割負担を想定)
現行	事業対象者・要支援1・2	1,296	1,366円
	要支援2 (週2回)	2,676	2,821円
改正後	事業対象者・要支援1・2	1,045	1,102円
	要支援2 (週2回)	2,162	2,279円

※地域単価 10.54円

神戸市における短時間単価設定 利用者負担額見直し想定

- 要介護の報酬算定基準を基に、サービス提供時間3時間未満は、現行の85%の単価を設定

対象者		利用者負担の軽減額 (1割負担を想定)
送迎あり	事業対象者・要支援1・2	▲265円/月
	要支援2 (週2回)	▲542円/月
送迎なし	事業対象者・要支援1・2	▲264円/月
	要支援2 (週2回)	▲542円/月

※地域単価 10.54円

令和4年度 第2回ワーキング議題

1

前回ワーキングの振り返り

2

総合事業通所サービスの概要

3

短時間型デイサービス単価設定

4

入浴加算設定

5

1回あたり単価設定

前回ワーキングの振り返り

II サービス提供内容での料金区分			
基本型 (変更なし)	送迎の有無で 料金が異なる	入浴の有無で 料金が異なる	その他の区分
15市	神戸市含む3市 (うち1市は入浴有無の料 金区分導入)	2市 (うち 1市 は送迎有無の 料金区分導入)	
通所Aで料金区分を設けて いない市は4市	通所Aでは 6市	通所Aでは 4市	通所Aでは専門的サービス の有無で区分がある市1市 委託実施のため不明 1市

入浴加算・減算導入市町村

従来相当で設定	通所型Aで設定
2市	4市（左記+2市）
<p>A市：送迎減算・入浴減算ともに設定あり</p> <p>B市：入浴減算のみ設定あり</p>	<p>左記を除く2市とも送迎減算・入浴減算ともに設定あり</p>

※政令指定都市20市に対して調査

II 入浴加算

神戸市における入浴加算設定 利用者負担想定（事業対象者・要支援1）

- 要介護の報酬算定基準を基に入浴介護加算は1日につき**50単位**として加算
- 利用者負担額は1割負担として算出

項目	現行単価	抑制案単価	利用者負担月額
送迎×・入浴×	1,296	1,096	1,156円
送迎×・入浴○	1,296	1,296	1,366円
送迎○・入浴×	1,672	1,472	1,552円
送迎○・入浴○	1,672	1,672	1,763円

※地域単価 10.54円

II 入浴加算

神戸市における入浴加算設定 利用者負担想定（要支援2・週1回）

- 要介護の報酬算定基準を基に入浴介護加算は1日につき**50単位**として加算
- 利用者負担額は1割負担として算出

項目	現行単価	抑制案単価	利用者負担月額
送迎×・入浴×	1,296	1,096	1,156円
送迎×・入浴○	1,296	1,296	1,366円
送迎○・入浴×	1,672	1,472	1,552円
送迎○・入浴○	1,672	1,672	1,763円

※地域単価 10.54円

II 入浴加算

神戸市における入浴加算設定 利用者負担想定（要支援2・週2回）

- 要介護の報酬算定基準を基に入浴介護加算は1日につき**50単位**として加算
- 利用者負担額は1割負担として算出

項目	現行単価	抑制案単価	利用者負担月額
送迎×・入浴×	2,676	2,276	2,399円
送迎×・入浴○	2,676	2,676	2,821円
送迎○・入浴×	3,428	3,028	3,192円
送迎○・入浴○	3,428	3,428	3,614円

※地域単価 10.54円

II 入浴加算

神戸市における入浴加算 利用者負担額見直しまとめ

- これまで送迎・入浴ありのサービスを受けていたと仮定し以下の金額を算出
- 利用者負担額は1割負担として、ひと月当たりの軽減額を算出

項目	要支援1	要支援2 (週1回)	要支援2 (週2回)
送迎×・入浴×	▲210円	▲210円	▲422円
送迎×・入浴○	0円 (R1.7設定済)	0円 (R1.7設定済)	0円 (R1.7設定済)
送迎○・入浴×	▲211円	▲211円	▲422円
送迎○・入浴○	—	—	—

※地域単価 10.54円

II 入浴加算

神戸市における入浴加算設定 利用者負担想定（事業対象者・要支援1）

- 要介護の報酬算定基準を基に入浴介護加算は1日につき**40単位**として加算
- 利用者負担額は1割負担として算出

項目	現行単価	抑制案単価	利用者負担月額
送迎×・入浴×	1,296	1,136	1,198円
送迎×・入浴○	1,296	1,296	1,366円
送迎○・入浴×	1,672	1,512	1,594円
送迎○・入浴○	1,672	1,672	1,763円

※地域単価 10.54円

II 入浴加算

神戸市における入浴加算設定 利用者負担想定（要支援2・週1回）

- 要介護の報酬算定基準を基に入浴介護加算は1日につき**40単位**として加算
- 利用者負担額は1割負担として算出

項目	現行単価	抑制案単価	利用者負担月額
送迎×・入浴×	1,296	1,136	1,198円
送迎×・入浴○	1,296	1,296	1,366円
送迎○・入浴×	1,672	1,512	1,594円
送迎○・入浴○	1,672	1,672	1,763円

※地域単価 10.54円

II 入浴加算

神戸市における入浴加算設定 利用者負担想定（要支援2・週2回）

- 要介護の報酬算定基準を基に入浴介護加算は1日につき**40単位**として加算
- 利用者負担額は1割負担として算出

項目	現行単価	抑制案単価	利用者負担月額
送迎×・入浴×	2,676	2,356	2,484円
送迎×・入浴○	2,676	2,676	2,821円
送迎○・入浴×	3,428	3,108	3,276円
送迎○・入浴○	3,428	3,428	3,614円

※地域単価 10.54円

II 入浴加算

神戸市における入浴加算 利用者負担額見直しまとめ

- これまで送迎・入浴ありのサービスを受けていたと仮定し以下の金額を算出
- 利用者負担額は1割負担として、ひと月当たりの軽減額を算出

項目	要支援1	要支援2 (週1回)	要支援2 (週2回)
送迎×・入浴×	▲168円	▲168円	▲338円
送迎×・入浴○	0円 (R1.7設定済)	0円 (R1.7設定済)	0円 (R1.7設定済)
送迎○・入浴×	▲169円	▲169円	▲337円
送迎○・入浴○	—	—	—

※地域単価 10.54円

令和4年度 第2回ワーキング議題

1

前回ワーキングの振り返り

2

総合事業通所サービスの概要

3

短時間型デイサービス単価設定

4

入浴加算設定

5

1回あたり単価設定

Ⅲ 1回あたり
(従来相当)

1回あたり単価（短時間） 導入済2市の例

項目	A市	B市
サービス内容	【4時間以上】 身体介助生活援助 【4時間未満】 運動や機能訓練	【5時間以上・5時間未満共通】 機能訓練・レクリエーション・送迎
対象者	事業対象者・要支援1・2	事業対象者・要支援1・2
算定単位 (要支援1基準)	1月につき3回まで (週1回程度)	1月につき3回まで (週1回程度)
単位数 (要支援1基準)	【4時間以上】 384単位 【4時間未満】 334単位	【5時間以上】 384単位 【5時間未満】 364単位

Ⅲ 1回あたり
(従来相当)

1回あたり単価 (入浴・送迎) 導入済市町村の例

項目	C市	
サービス内容	入浴・食事・生活機能の維持向上のための体操 および筋力トレーニング	
対象者	事業対象者・要支援1・2	
算定単位 (要支援1基準)	事業対象者・要支援1：1月につき4回まで ※月5回以上提供する場合包括報酬あり	
単位数 (要支援1基準)	入浴×・送迎× 190単位	入浴×・送迎○ 284単位
	入浴○・送迎× 240単位	入浴○・送迎○ 334単位

Ⅲ 1回あたり
(従来相当)

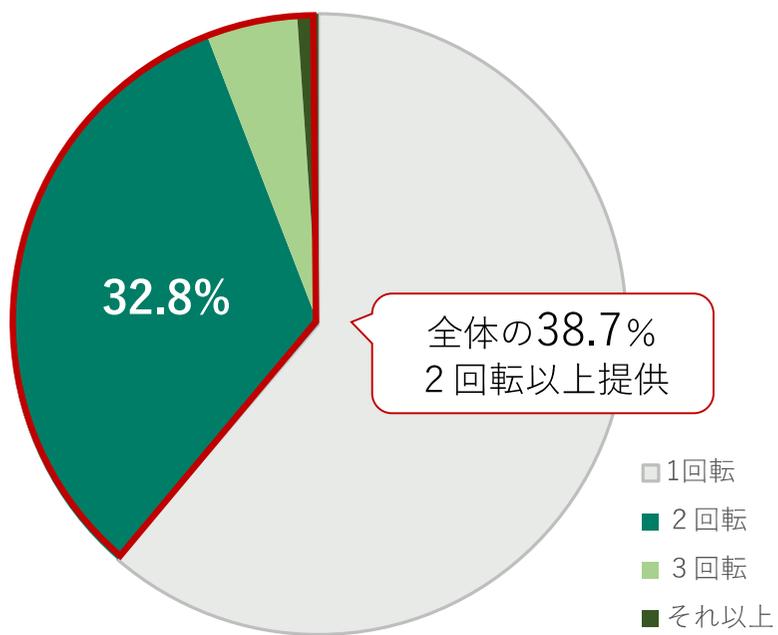
1回あたり単価導入済3市 (短時間・入浴・送迎問わず)の例

項目	D市	E市	F市
サービス内容	レクリエーション 機能訓練・入浴	機能訓練 入浴・食事等身体介助	機能訓練 入浴・食事等身体介助
対象者	要支援1・2	事業対象者 要支援1・2	事業対象者 要支援1・2
算定単位 (要支援1基準)	1月につき3回まで	1月につき3回まで	1月につき3回まで
単位数 (要支援1基準)	384単位	384単位	384単位

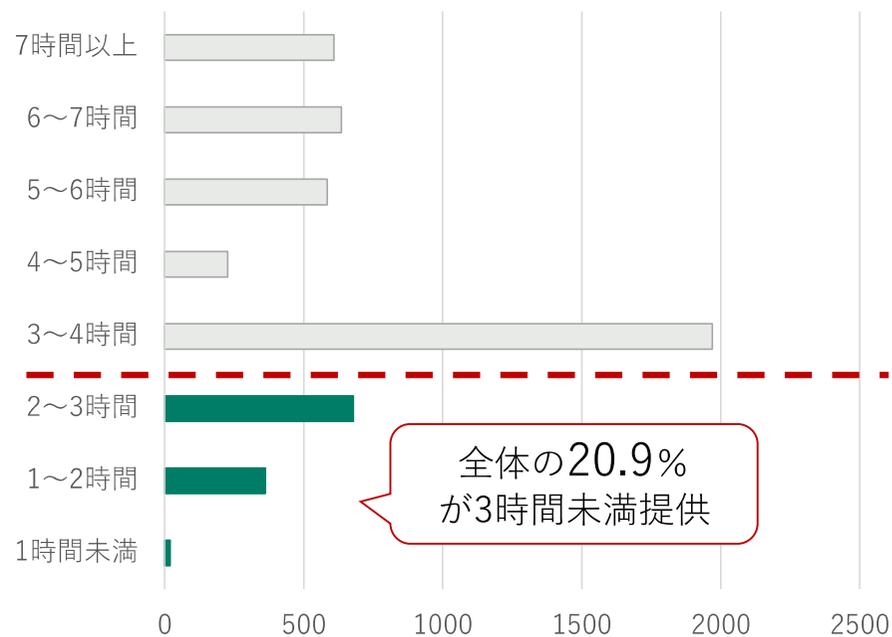
令和3年度ダイレポータアンケート結果

※447事業所中271事業所回答（回答率60.6%）

1日あたりの回転数



提供時間あたりの件数比



介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドラインにおける人員設置基準

2 サービスの基準 (P100~)

市町村における総合事業の円滑な実施のため、以下のようなサービスの基準の例を示す。

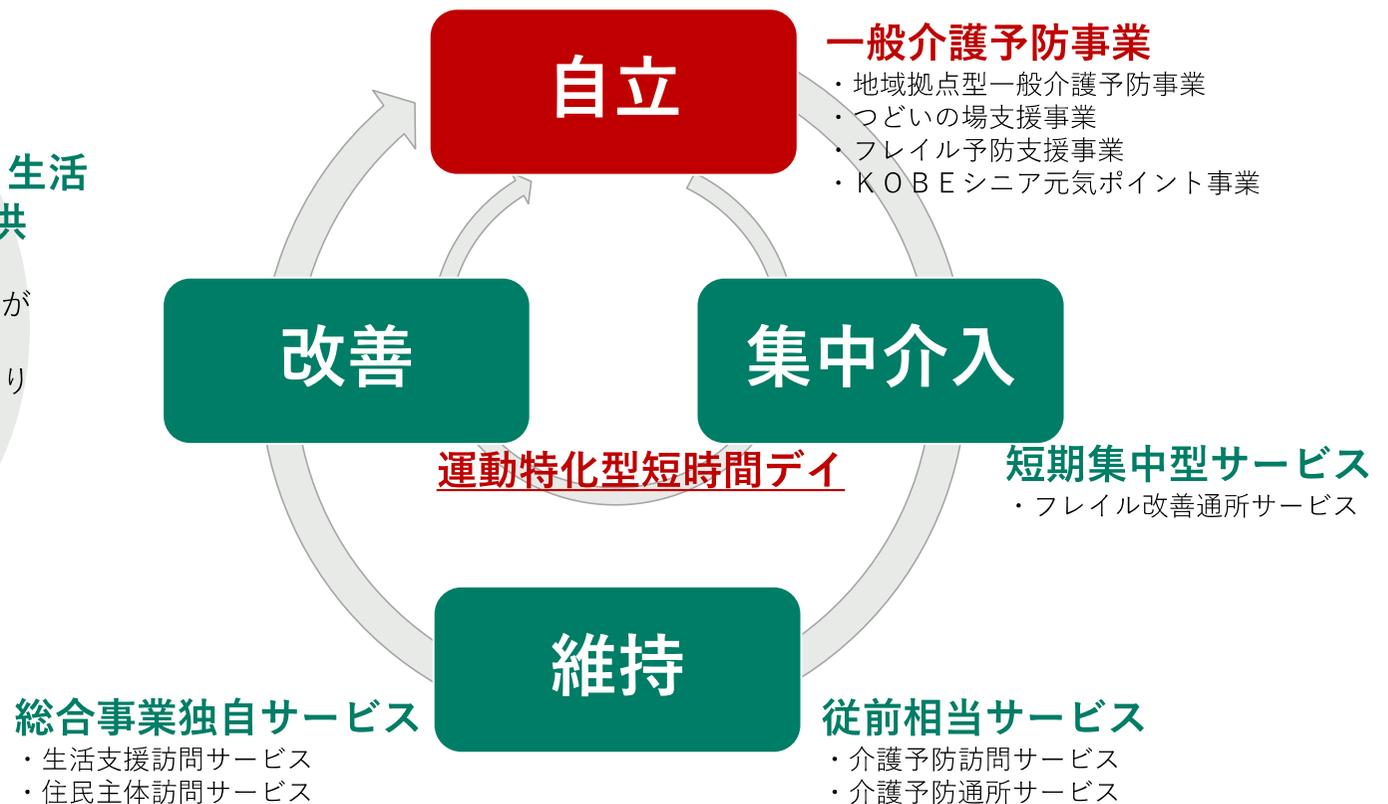
〈(例)通所型サービスの基準〉 ※下線は、市町村や指定事業者等が事業を実施する際に、法令上必ず遵守すべき事項。それ以外は参考例。

	①現行の通所介護相当	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上 <small>※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 <small>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供 等 <small>(現行の基準と同様)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持・健康管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の提供

神戸市における新設制度枠組み案

事業対象者・要支援者の心身状況・生活環境に応じた多様な選択肢の提供

- ・利用者がより多様なサービスを選択することが可能。
- ・利用者が自立を目指し、取り組むことで、より長く住み慣れた地域での生活を実現。



神戸市における枠組み比較

基準	現行の通所介護相当	
サービス種別	①従来型介護予防通所サービス	②（新設）運動特化型短時間デイ
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練 (入浴・食事・レクリエーション等)	運動機能向上に特化した 短時間型デイサービス <small>※原則送迎は行わない</small>
対象者	事業対象者・要支援1・2	事業対象者・要支援1・2
サービス提供の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービス利用の継続が必要なケース ○<u>長時間サービスの提供が必要なケース</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中的に運動機能向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ○<u>短時間サービスの提供が適当なケース（3時間未満のサービス提供を想定）</u>
基準	予防給付の基準を基本	予防給付の基準を基本

Ⅲ 1回あたり

神戸市における1回あたり単価設定 利用者負担額見直し想定

- 事業対象者・要支援1については利用者負担を1割、週1回（月4回）として積算
- 要支援2については利用者負担を1割、週2回（月8回）として積算

	対象者	利用者負担月額 (1割負担を想定)	利用者負担の軽減額 (1割負担を想定)
1回 あたり	事業対象者・要支援1	253円	▲89円/月
	要支援2	253円	▲99円/月
月額	事業対象者・要支援1	1,012円	▲354円/月
	要支援2	2,024円	▲797円/月

※地域単価 10.54円

Ⅲ 1回あたり

神戸市における1回あたり単価 新設制度サービス単価想定

- 介護度に関わらず運動型短時間デイサービスは共通の**240単位/回**
- 従来型（長時間提供）はこれまでと同様の包括報酬

対象者	単位数	算定上限回数	
事業対象者・要支援1・2	240単位/回	事業対象者・要支援1	4回/月
		要支援2	8回/月
【算定根拠】 事業対象者・要支援1の1回あたり単価は384単位 $384\text{単位} - 50\text{単位（入浴加算）} - 94\text{単位（送迎減算47単位/片道）} = \underline{240\text{単位}}$ ※原則送迎は行わない			

参考資料 1

神戸市 市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会

総合事業サービスワーキンググループ委員名簿 (敬称略、五十音順)

明石 隆行	種智院大学人文学部社会福祉学科教授
足立 泰美	甲南大学経済学部経済学科教授
植野 礼子	一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会世話人
大浦 由紀	神戸市シルバーサービス事業者連絡会副会長
大貫 智彦	一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟副理事長
宗政 美穂	特定非営利活動法人 福祉ネットワーク西須磨だんらん事務局長

計 6 名

参考資料 2

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

平成12年7月11日

分科会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日決定）第9条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の部会を設置する。

- (1) 企画・調査部会 定数10名以内
- (2) サービス研究会 定数15名以内
- (3) 地域密着型サービス運営委員会 定数15名以内

2 第1項の各号に掲げる部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 部会長は、その部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

9 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

10 部会に必要な応じてワーキンググループを置くことができる。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(代表幹事及び幹事)

第4条 専門分科会及び部会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから分科会長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、専門分科会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日より施行する。

別表 (第2条関係)

部会の所掌事務

1 企画・調査部会

- (1) 介護保険事業計画の点検及びそれに必要な調査の実施に関する事
- (2) 介護保険事業計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (3) 高齢者保健福祉計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (4) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要な事

2 サービス研究会

介護サービスの質の向上に関する事

3 地域密着型サービス運営委員会

- (1) 地域密着型サービスの指定基準に関する事
- (2) 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関する事
- (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関する事
- (4) その他、地域密着型サービスの円滑な運営に関して必要と認められる事

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会 ワーキンググループ設置要綱

平成27年5月28日

企画・調査部会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱（平成12年7月11日決定）第6条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

(ワーキンググループ)

第2条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。

(1) 総合事業サービスワーキンググループ 定数10名以内

(2) ケアマネジメント検討ワーキンググループ 定数10名以内

2 第1項の各号に掲げるワーキンググループの所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。

4 ワーキンググループに座長を置き、座長は、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 座長は、そのワーキンググループの会務を総理する。

6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 ワーキンググループは、座長が招集する。

8 ワーキンググループは、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(関係者の出席)

第3条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 ワーキンググループの庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、ワーキンググループが定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日より施行する。

別表（第2条関係）

ワーキンググループの所掌事務

1 総合事業サービスワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関する事
- (2) その他、総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要と認められる事

2 ケアマネジメント検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに必要なプロセス、アセスメントツール、様式等の検討に関する事
- (2) その他、総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに関して必要と認められる事

令和4年度第1回総合事業サービスワーキンググループにおける主なご意見 (令和4年7月22日開催)

1. 通所サービスの利用者負担の見直しについて

内容：通所サービスの利用者負担の見直しについて、総合事業の事業費の推移や他都市の実施状況をふまえ、見直し案を提示した。

(サービス提供回数での見直し)

- ・通所サービスの事業所は、月額包括報酬のなかで収支を合わせる経営をしてきたため、1回あたり単価になれば経営が成り立たなくなる。その点で何を削減するかとなると人員の配置基準の緩和・事務（書類）の緩和をしていかなないと事業所の総合事業への取り組みは消極的になる。それは本当に神戸市にとってよいことなのか。コロナ禍で総合事業の対象者は大きな影響を受けている。神戸市は要支援者が多い、介護人材が少ないなど、そういった神戸市の現状に合わせた計画を立てるべき。
- ・1回あたり単価で平等性は担保できるのかもしれないが、元々、介護予防の観点から見て、その回数必要だろうということで回数が決まっている。1回当たりにすると節約をしたいから行かないという人が発生することにもつながるのではないかな。
- ・1回あたり単価を設けることで利用者負担が下がることは明らかだが、運営者側でみると、人員の配置基準の緩和等をしてどのくらいのコストカットになるのかシミュレーションして示すべき。
- ・ある回数を超えたら包括報酬を導入している市もあり、回数プラス包括報酬といった考え方もあり得るのではないかな。

(時間・サービス提供内容での見直し)

- ・工夫して短時間でも効果的なデイを行っている事業所もある。元々、介護予防はレスパイト目的ではないので、3時間サービスを提供している事業所と7時間サービスを提供している事業所を比較することや、入浴提供しているかどうかで評価される報酬は違和感がある。事業所が、経営的な事情から報酬維持のためにサービスの提供時間を長くしたり、入浴を提供するようになってしまうのは本末転倒になってしまう。
- ・時間・サービス提供内容での見直しは、通所サービスの趣旨には合わない。

(その他・通所サービスC型)

- ・通所サービスのC型も神戸市では委託で実施しているが、従来の通所とC型を使う人の振り分けがきちんとできているのか。分けることで不効率になっていないか。事業所が区に1箇所程度で、通える人だけ通うというような制度は、むしろ一人当たりの単価は高くなっているのではないかな。
 - ・専門職も配置されているのに、少ししか利用者が行けないのは、勿体ない。もっといいサービスになるよう、通所サービスのC型も見直しも検討すべき。
- (事務局) 神戸市の現状や、利用者の介護予防に必要なサービス量の担保といった観点からも、事業所側の事務負担軽減や、基準の緩和について、所管課等と調整の上、より具体的な見直し案等をお示ししていきたい。